	認定権者記載欄				
 様式第5-(イ)-③					
	- 第2条第5項第5号の規定	Eによる認定申	申請書(イー③	)	
			年 月	日	
士別市長   殿	-h =± +v				
	申請者 住 所				
	<u>日 77</u> 氏 名				
私は、表に記載する業を営んで			<u>(注2)</u> が 注が 0.名符 = 3		
いるため、経営の安定に支障が生 の規定に基づき認定されるようお。		企耒信用保険)	法弟2余弟5埠	男り芳	
(表)					
 ※表には営んでいる事業が属		・業ひ粨の畑	八粉 来 旦 し 幼	1 公 籽 安 秳	
次表には呂んでいる事業が属 )を全て記載(当該業種は全 <sup>1</sup>					
には、その中で、最近1年間					
記載。					
記					
	н				
1 事業開始年月日		年	月	日	
2 売上高等		減少率	<u> </u>	主结)	
B — A		<u> 順 ラ 千</u>	2 70 (;	大小县/	
B ×100					
	7 早に1か日間の主 6 古代	<del></del>			
A:甲込時点におり、 ( 年	る最近 1 か月間の売上高領 日)	守	円 (	注3)	
` '	717		13 \	<u>/_ 0 /</u>	
B:Aの直前3か月					
( 年	月 ~ 年	月)	円(	注3)	
「士経商第号」					
	日				
申請のとおり、相違ないこ					
(注)信用保証協会への申込 年 月		. н	日まで		
+ Я			渡辺 英次		
/AN					Alle
(注1) 本様式は、1つの指定業種が全て指定業種に属する場		でいる場合、	又は宮んでい	6複数の事	苿

- が主て指定条種に属する場合に使用する。 (注2)には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。
- (注3)企業全体の売上高等を記載。

## (留意事項)

- ① 本様式は、業歴1年3か月未満の場合に使用する。 ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対し て、保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄						
 様式第5-(イ)-④						
R 式						
	年 月 日					
士別市長   殿						
申請者						
<u>住 所</u>						
氏 名	(32 a ) 184L 18					
私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、(注2)が生じているため、経営の実に支険が失じてなりますので、中小会業信用保険は第2条第5項第						
ているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第 5号の規定に基づき認定されるようお願いします。						
(表)						
※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの(日						
号と細分類業種名)を全て記載。当該業種が複数ある場合						
間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。						
記						
1 事業開始年月日 2 売上高等	<u>年月日</u>					
2 売上高等 B-A 指定業種の	减少率 %					
B ×100 全体の減少 <sup>2</sup>	-					
最近1か月間における全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合 %						
A:申込時点における最近1か月間の売上高等						
(年月)						
指定業種の売上高	<del></del>					
<u>全体の売上高等</u>						
B:Aの直前3か月間の月平均売上高等						
(年月~年月) 指定業種の月平均	- 売上高等 円					
全体の月平均売上						
「士経商第 号」						
令和 年 月 日						
申請のとおり、相違ないことを認定します。						
(注)信用保証協会への申込期間						
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	日まで					
認定者名 士別市						
(注1) 本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって	て、全体の売上高等に占める指					

- 定事業の売上高等の割合、指定業種及び申請者全体双方の売上高等の減少率が認定基準を満 たす場合に使用する。
- (注2)には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

## (留意事項)

- ① 本様式は、業歴1年3か月未満の場合に使用する。 ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対し て、保証の申込みを行うことが必要です。